

第115号議案

府中市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月30日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

府中市個人番号の利用に関する条例（平成27年12月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「法別表第1」を「法別表」に、「法別表第2の第2欄に規定する事務」を「次号に掲げるもの」に改め、同項第2号中「法別表第2の第2欄に規定する事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に規定する情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項第3号中「平成27年東京都条例第101号」を「平成27年東京都条例第111号」に改め、同項第4号中「及び規則で定める情報」を削り、同条を第4条とする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第4条）

条例で定める事務及び当該事務において利用する情報

番号	事務	情報
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若し

くは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

- (4) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
- (5) 国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
- (6) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの
- (8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
- (9) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
- (10) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
- (11) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
- (12) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し

		<p>た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(14) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(16) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報（以下「難病医療費支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2	府中市高齢者住宅条例（平成9年3月府中市条例第4号）による高齢者住宅（同条例第3条第1号に規定する高齢者住宅のうち、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除いたものをいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
3	府中市児童育成手当条例（昭和46年10月府中市条例第29号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
4	府中市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年9月府中	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関</p>

	市条例第25号) によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>する情報 (以下「小児慢性特定疾病医療費支給関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 難病医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則 (平成12年東京都規則第94号) による医療費等の助成に関する情報 (以下「東京都難病医療費助成関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 府中市子ども医療費助成条例 (昭和48年3月府中市条例第19号) による子ども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(11) 府中市心身障害者 (児) 医療費助成条例 (昭和48年3月府中市条例第21号) による心身障害者 (児) 医療費の助成に関する情報 (以下「心身障害者 (児) 医療費助成関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p>
5	府中市心身障害者 (児) 福祉手当条例 (昭和43年10月府中市条例第19号) による心身障害者 (児) 福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 児童福祉法による障害児入所給付費の支給に関する情報 (以下「障害児入所給付費関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第7条第4号に規定する事項 (以下「住民票関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
6	府中市心身障害者 (児) 医療費助成条例による心身障害者	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 障害児入所給付費関係情報であって規則で定めるもの</p>

	(児) 医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (3) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (5) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
7	市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）により市が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (7) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (8) 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
8	府中市子ども医療費助成条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (2) 小児慢性特定疾病医療費支給関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (5) 難病医療費支給関係情報であって規則で定めるもの (6) 東京都難病医療費助成関係情報であって規則で定めるもの (7) 心身障害者(児)医療費助成関係情報であって規則で定めるもの (8) 府中市ひとり親家庭等医療費助成条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
9	私立幼稚園等の保育料等の補助に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの (5) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

		<ul style="list-style-type: none"> (6) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (7) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (8) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (9) 療育手帳制度要綱(療育手帳制度について(昭和48年9月27日付厚生省発児第156号)別紙)による療育手帳の交付及び障害の程度に関する情報であって規則で定めるもの
10	認可外保育施設等の保育料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。

府中市個人番号の利用に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p><u>（用語）</u></p> <p><u>第2条</u> この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>（条例で定める個人番号の利用に係る事務）</p> <p><u>第3条</u> 省 略</p> <p>（個人番号利用事務における保有情報の利用）</p> <p><u>第4条</u> 省 略</p> <p>(1) <u>法別表の下欄に規定する事務（次号に掲げるものを除く。）</u> 規則で定める情報</p> <p>(2) <u>特定個人番号利用事務</u> <u>利用特定個人情報及び規則</u>で定める情報</p> <p>(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年東京都条例第111号）別表第1の下欄に規定する事務 規則で定める情報</p> <p>(4) 別表の中欄に規定する事務 同表の右欄に規定する情報</p> <p>2 省 略</p>	<p>（追 加）</p> <p>（条例で定める個人番号の利用に係る事務）</p> <p><u>第2条</u> 省 略</p> <p>（個人番号利用事務における保有情報の利用）</p> <p><u>第3条</u> 省 略</p> <p>(1) <u>法別表第1の下欄に規定する事務（法別表第2の第2欄に規定する事務を除く。）</u> 規則で定める情報</p> <p>(2) <u>法別表第2の第2欄に規定する事務</u> <u>同表の第4欄に規定する情報及び規則</u>で定める情報</p> <p>(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年東京都条例第101号）別表第1の下欄に規定する事務 規則で定める情報</p> <p>(4) 別表の中欄に規定する事務 同表の右欄に規定する情報及び規則で定める情報</p> <p>2 省 略</p>

府中市個人番号の利用に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新

旧

別表（第3条、第4条）

条例で定める事務及び当該事務において利用する
情報

別表（第2条、第3条）

条例で定める個人番号の利用に係る事務及び当該
事務において利用する情報

番号	事務	情報
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活

番号	事務	情報
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の26の項第4欄に規定する情報
2	府中市高齢者住宅条例（平成9年3月府中市条例第4号）による高齢者住宅（同条例第3条第1号に規定する高齢者住宅のうち、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除いたものをいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の31の項第4欄に規定する情報
3	府中市児童育成手当	法別表第2の57の項第4欄に規定す

府中市個人番号の利用に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p><u>保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u></p> <p>(4) <u>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u></p> <p>(5) <u>国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(6) <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u></p> <p>(7) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(8) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p>	<p>る情報</p> <p>条例（昭和46年10月府中市条例第29号）による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>4 府中市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年9月府中市条例第25号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>5 府中市心身障害者（児）福祉手当条例（昭和43年10月府中市条例第19号）による心身障害者（児）福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>6 府中市心身障害者（児）医療費助成条例（昭和48年3月府中市条例第21号）による心身障害者（児）医療費の助成に関する情報</p> <p>法別表第2の67の項第4欄及び108の項第4欄に規定する情報</p> <p>法別表第2の67の項第4欄、108の項第4欄及び109の項第4欄に規定する情報</p>

府中市個人番号の利用に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p>(9) <u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u></p> <p>(10) <u>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(11) <u>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(12) <u>雇用保険法（昭和49年法律第116号）による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(13) <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u></p> <p>(14) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する</u></p>	<p><u>る事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>7 <u>市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）により市が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>8 <u>府中市子ども医療費助成条例（昭和48年3月府中市条例第19号）による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>9 <u>私立幼稚園等の保育料等の補助に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p>10 <u>認可外保育施設等の</u></p> <p>法別表第2の74の項第4欄に規定する情報</p> <p>法別表第2の116の項第4欄に規定する情報</p>

府中市個人番号の利用に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新		旧		
		<table border="1"> <tr> <td>保育料の助成に関する事務であって規則で定めるもの</td> <td></td> </tr> </table>	保育料の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
保育料の助成に関する事務であって規則で定めるもの				
	<p>る情報であって規則で定めるもの</p> <p>(15) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u></p> <p>(16) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報（以下「難病医療費支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u></p>			
2	<p>府中市高齢者住宅条例（平成9年3月府中市条例第4号）による高齢者住宅（同条例第3条第1号に規定する高齢者住宅のうち、<u>公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除いたものをいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p>(1) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(3) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u></p>		
3	<p>府中市児童育成手当条例（昭和46年10月府中市条例第29</p>	<p>(1) <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>生活保護関係情報であって規則で</u></p>		

府中市個人番号の利用に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

	新	旧
	<p>号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>定めるもの (3) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (4) <u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u> (5) <u>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u></p>
<p>4</p>	<p>府中市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年9月府中市条例第25号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) <u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報（以下「小児慢性特定疾病医療費支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> (3) <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> (4) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (5) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (6) <u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u> (7) <u>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u> (8) <u>難病医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</u> (9) <u>東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京</u></p>

府中市個人番号の利用に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

	新	旧
	<p>都規則第94号)による医療費等の助成に関する情報(以下「東京都難病医療費助成関係情報」という。)であつて規則で定めるもの</p> <p>(10) 府中市子ども医療費助成条例(昭和48年3月府中市条例第19号)による子ども医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(11) 府中市心身障害者(児)医療費助成条例(昭和48年3月府中市条例第21号)による心身障害者(児)医療費の助成に関する情報(以下「心身障害者(児)医療費助成関係情報」という。)であつて規則で定めるもの</p>	
5	<p>府中市心身障害者(児)福祉手当条例(昭和43年10月府中市条例第19号)による心身障害者(児)福祉手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>(1) 児童福祉法による障害児入所給付費の支給に関する情報(以下「障害児入所給付費関係情報」という。)であつて規則で定めるもの</p> <p>(2) 障害者関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(4) 地方税関係情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(5) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であつて規則で定めるもの</p>

府中市個人番号の利用に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新		旧
		(6) <u>障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
6	府中市心身障害者（児）医療費助成条例による心身障害者（児）医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) <u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>障害児入所給付費関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>
7	市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）により市が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）による心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(4) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (5) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (6) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> (7) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> (8) <u>障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
8	府中市子ども医療費助成条例による子ども医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) <u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>小児慢性特定疾病医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>

府中市個人番号の利用に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

	新	旧
	<ul style="list-style-type: none"> (4) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (5) <u>難病医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</u> (6) <u>東京都難病医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</u> (7) <u>心身障害者（児）医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</u> (8) <u>府中市ひとり親家庭等医療費助成条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</u> 	
<p>9</p>	<p>私立幼稚園等の保育料等の補助に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> (2) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> (3) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> (4) <u>国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> (5) <u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u> (6) <u>特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u> (7) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u> (8) <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u>

府中市個人番号の利用に関する条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新		旧
		<p>報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) <u>療育手帳制度要綱（療育手帳制度について（昭和48年9月27日付厚生省発児第156号）別紙）による療育手帳の交付及び障害の程度に関する情報であって規則で定めるもの</u></p>
10	<p><u>認可外保育施設等の保育料の助成に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p>(1) <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u></p> <p>(3) <u>住民票関係情報であって規則で定めるもの</u></p>

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。